

島根農政事務所地域第一課、浜田統計・情報センター交渉
(全農林中国四国地方本部石見分会)

議 事 要 旨

- 1 開催日時 平成 22 年 7 月 21 日 (水) 18:30 ～ 18:40
- 2 場 所 島根農政事務所地域第一課大会議室
- 3 出席者
地域第一課 (多田 仁 地域第一課長事務代理)
同 安立 浩市 課長補佐 (総務)
浜田統計・情報センター 多田 仁 センター長
同 上野 弘 次長

全農林中国四国地方本部石見分会 片寄 弘一 委員長
同 祖田 努 書記長
同 高畑 忠実 財政部長
同 上田 朗美 執行委員
- 4 議 題 全農林中国四国地方本部石見分会提出 別添「要求書」

5 議事概要

- 多田センター長（地域第一課長事務代理）：

全農林労働組合中国四国地方本部石見分会から提出された要求書の3項目について、これから交渉を開始する。
- 片寄委員長：

本日は、春闘段階での要求書ということで、職場の課題・問題点をとりまとめ提出させていただく。

要求書の内容については、書記長から説明させて頂くが、「農林水産省設置の一部を改正する法律案」が廃案となったことから、今後の組織改革などについて、職員も不安を抱いている。今後の動向について、機会あるごとに情報提供を行ってほしい。
- 祖田書記長：

分会要求第4号により提出した要求事項について説明させていただく。

1点目は、本年度の業務運営についてである。総人件費改革による配置転換も終了し、4月以降、地域一課では、課長不在となり、職員も3名減の7名となり、統計・情報センターにおいては人員減はないものの、センター長が地域一課長事務代理ということもあり、業務分担のなかで通常業務を行っているが、何とか回っている状況である。

昨年末以降、米戸別所得補償モデル対策事業の説明会などの対応について、全職員で行ってきた。加入申請も終わり、今後は、申請書の確認や交付申請へ向けての業務が行われることとなる。業務量の増加見込みに対し、特定の者に過度の負担とならないよう、全体での業務調整や応援態勢の整備やスタッフ制のメリットを生かし、業務が停滞することがないよう、また、行政サービスの低下につながらないよう平準化を図ってもらいたい。

2点目は、超過勤務の縮減についてである。1点目の関係も含め、地域一課及び統計・情報センターにおける業務の進捗状況など把握され、事前命令の徹底と不要不急の超過勤務を行わないようスタッフ制のメリットを十分生かして超過勤務の縮減に努めていただきたい。

3点目は、1、2点目も含め、業務をスムーズに進めるためには、職員と管理職との意思疎通が非常に重要であると考え。職員と管理職との意見交換の場を定期的に設け、両職場での業務運営などに活かす等、意思疎通を十分に図っていただきたい。
- 多田センター長（地域第一課長事務代理）：

それでは、私から地域第一課及び浜田統計・情報センターとして回答する。

1点目の業務の進捗状況等把握及び超過勤務縮減に係る課題についてであるが、職員が減少する中で、戸別所得補償モデル対策等の業務を円滑に実施するため、地

域第一課及び浜田統計・情報センターにおける工程管理及び業務運営方針を決定しこれに基づき業務の進捗状況を把握しているところである。

工程管理に当たっては、状況変化に柔軟に対応するとともに、業務の効率化、平準化に努めていく。

超過勤務縮減については、事前命令を徹底し、「島根農政事務所超過勤務縮減対策委員会」において検討された縮減対策等に基づき、更に工夫して縮減に向けて努めていくので、ご理解とご協力をお願いします。

2点目の業務調整、応援態勢に係る課題については、戸別所得補償モデル対策等の業務は、地域第一課でのスタッフ制による効率的な業務運営を図ると共に、浜田統計・情報センターと相互協力しつつ、本所の応援を活用し特定の者が過度の負担とならないよう対応してまいりたい。

3点目の職員と管理職の意思疎通及び組織再編に係る課題についてであるが、意思疎通については、今後とも課長補佐(総務)及び次長との連絡を密にし、より多くの職員の皆様とコミュニケーションを図るよう努めていく。

また、組織再編に係る状況については、新たな情報等があれば職員の皆様に説明をし、混乱を招かぬよう対処していく。

○ 片寄委員長：

センター長の見解で、今後の地域第一課及び浜田統計・情報センターの業務運営等について、対応していただけるということを確認させていただく。

超過勤務については、センター長の管理運営事項であるので、事前命令の徹底と引き続き適切な管理、超過勤務縮減に向けての努力をお願いします。

また、「農林水産省設置法の一部改正案」が廃案となり、今後の組織改革、将来展望や10月以降の業務運営等について、職員は大きな不安を持っている。今後のスケジュールや業務運営など、雇用・労働条件に関わる事項については、職場・業務に混乱が生じないように、情報を職員にきちんと伝えていただくようお願いする。

09全農林中国四国石見要求第4号
2010年6月17日

島根農政事務所浜田統計・情報センター長
地域第一課長事務代理

多田 仁 殿

全農林労働組合中国四国地方本部石見分會
委員長 片寄 弘



要 求 書

戸別所得補償モデル対策など新たな農林水産行政が展開され、国内での食料自給率の向上や食の安全・安心、環境問題に配慮した食料・農業・農村政策と中央・地方が一体となった農林水産行政の推進がますます重要となっています。

また、一方では、私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に応えていくためには雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。

このようななか私たちは、各職域においての論議や意思統一を踏まえ、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

下記の事項は、農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件の観点から、組合員にとって切実かつ喫緊の課題であり、その実現に向け最大限の努力を行うよう要求します。

記

- 1 島根農政事務所地域一課及び浜田統計・情報センターにおける業務の進捗状況等を常に把握するとともに、事前命令を徹底した実効ある超過勤務縮減対策を講ずること。また、超過勤務手当については全額支給すること。
- 2 戸別所得補償モデル対策等の業務量増加見込みに対し、全体での業務調整や地域における実効ある応援体制の整備により、特定の者に過度の負担とならないよう業務量の平準化を図ること。
- 3 島根農政事務所地域一課及び浜田統計・情報センターにおける職員と管理職との意見交換の場を定期的に設け業務運営・組織運営に活かす等、意思疎通を十分に図るとともに、開かれた職場づくりに努めること。
また、組織再編に向け、職場・業務に混乱が生じないよう庁舎統合のスケジュール等早期に示すとともに、スムーズな移行となるよう現場職員の意見反映に努めること。